

2018年2月13日

投資主各位

東京都千代田区麴町四丁目1番地
グローバル・ワン不動産投資法人
執行役員 内田 昭雄

第9回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、本投資法人の第9回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2018年3月1日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、規約において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申しあげます。

<本投資法人規約抜粋>

第12条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案が有るときは当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定により議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 2018年3月2日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル 3階「コスモスホール（I）」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎投資主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の本投資法人ウェブサイト (<http://www.go-reit.co.jp/>) において掲載させていただきます。
 - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるグローバル・アライアンス・リアルティ株式会社による「運用状況説明会」を実施する予定であります。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
-

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 第11条関係

投資主総会の招集時期に係る「一定の日」（投資信託及び投資法人に関する法律第91条第1項但書）の定め（第11条第1項関係）及び第11条第1項第一文に基づき招集される投資主総会に係る基準日（投資信託及び投資法人に関する法律第77条の3第2項に定義されます。）の定め（第11条第2項関係）を変更するものです。

この変更は、投資主総会に係る基準日を9月期の決算期間末日と合わせるにより効率化を図るものです。

(2) 第15条第1項関係

投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、執行役員及び監督役員の任期を延長又は短縮することができる旨を定めるものです。

(3) 第15条第2項関係

補欠の執行役員及び監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間について、規定を新設するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所です。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第11条（投資主総会に係る事項）</p> <p>1. 本投資法人の投資主総会は、平成<u>30</u>年<u>2</u>月10日及び同日以後遅滞なく招集され、以後、隔年毎の<u>2</u>月10日及び同日以後遅滞なく招集される。また、必要あるときは随時招集される。</p> <p>2. 前項第一文に基づき投資主総会を招集する場合には、平成<u>29</u>年<u>12</u>月<u>31</u>日及び以降、隔年毎の<u>12</u>月<u>31</u>日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において、議決権を行使できる投資主とする。また、前項第二文に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人が役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する一定の日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、投資主総会において、議決権を行使することのできる投資主とする。</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. (記載省略)</p> <p>5. (記載省略)</p> <p>6. (記載省略)</p> <p>7. (記載省略)</p> <p>8. (記載省略)</p>	<p>第11条（投資主総会に係る事項）</p> <p>1. 本投資法人の投資主総会は、平成<u>31</u>年<u>11</u>月10日及び同日以後遅滞なく招集され、以後、隔年毎の<u>11</u>月10日及び同日以後遅滞なく招集される。また、必要あるときは随時招集される。</p> <p>2. 前項第一文に基づき投資主総会を招集する場合には、平成<u>31</u>年<u>9</u>月<u>30</u>日及び以降、隔年毎の<u>9</u>月<u>30</u>日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において、議決権を行使できる投資主とする。また、前項第二文に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人が役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する一定の日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、投資主総会において、議決権を行使することのできる投資主とする。</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>4. (現行のとおり)</p> <p>5. (現行のとおり)</p> <p>6. (現行のとおり)</p> <p>7. (現行のとおり)</p> <p>8. (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第15条（役員任期）</p> <p>執行役員及び監督役員任期は就任後2年とする。但し、補欠のために選任された執行役員又は監督役員任期は前任者の残存期間とする。また、執行役員又は監督役員が増員された場合、その任期は他の執行役員又は監督役員と同一とする。</p>	<p>第15条（役員任期）</p> <p><u>1. 執行役員及び監督役員任期は就任後2年（法令に定める限度において、投資主総会の決議によって、その任期を延長し又は短縮することを妨げない。）とする。但し、補欠のために選任された執行役員又は監督役員任期は前任者の残存期間とする。また、執行役員又は監督役員が増員された場合、その任期は他の執行役員又は監督役員と同一とする。</u></p> <p><u>2. 補欠のために選任された執行役員又は監督役員選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会（当該投資主総会において役員が選任されなかった場合には、役員が選任された直近の投資主総会）において選任された被補欠者である役員任期が満了する時までとする。但し、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</u></p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員内田昭雄、齊藤利雄の両名は、2018年3月31日をもって任期満了となります。つきましては、執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案におきまして、執行役員の任期は、第1号議案が本議案に先行して承認可決されることを条件として、就任する2018年4月1日より、2019年11月10日及び同日以後遅滞なく招集される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2018年1月29日開催の役員会において、監督役員全員一致の決議によっております。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴	
うちだあきお 内田昭雄 (1955年4月10日生)	1978年4月	明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社
	1989年4月	同社 不動産サービス部 不動産サービス 副長
	1995年10月	同社 不動産部 不動産業務グループ グループリーダー
	2004年1月	同社 関連事業部 関連事業推進グループ グループマネージャー
	2010年4月	明治安田ビルマネジメント株式会社出向
	2012年4月	同社 取締役 総務企画部長
2015年4月	同社 常務取締役 総務企画部長	
2016年4月	本投資法人執行役員（現職）	

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案におきまして、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、第1号議案が本議案に先行して承認可決されることを条件として、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、補欠執行役員の選任の効力については、就任の前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

また、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2018年1月29日開催の役員会において、監督役員全員一致の決議によっております。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴	
いし やま まこと 石 山 真 (1962年11月19日生)	1985年4月	株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行） 入行
	1999年6月	明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社） 入社
	2000年4月	同社 不動産部 不動産投資グループ 課長
	2002年7月	グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社 出向 投信運用本部 副本部長
	2006年10月	明治安田生命保険相互会社 企画部 審議役
	2014年4月	同社 不動産部 審議役
	2016年4月	同社 内部監査部 内部監査役
	2017年4月	グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社 出向 不動産運用マネジメント本部 副本部長
2017年7月	同社 執行役員（現職）	

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるグローバル・アライアンス・リアルティ株式会社の執行役員です。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員名取勝也、伊藤紀幸、森田康裕の3名は、2018年3月31日をもって任期満了となります。つきましては、監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案におきまして、監督役員の任期は、第1号議案が本議案に先行して承認可決されることを条件として、就任する2018年4月1日より、2019年11月10日及び同日以後遅滞なく招集される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略 歴	
1	な とり かつ や 名 取 勝 也 (1959年5月15日生)	1986年4月	弁護士登録
		1986年4月	榊田江尻法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所
		1990年9月	ワシントン大学ロー・スクール卒業 法学修士号取得
		1991年1月	Davis Wright Tremaine法律事務所入所
		1993年6月	ジョージタウン大学ビジネス・スクール卒業 経営学修士号取得
		1993年7月	エッソ石油株式会社入社 法務部弁護士
		1995年1月	アップルコンピュータ株式会社入社 法務・渉外本部長
		1998年1月	サン・マイクロシステムズ株式会社入社 取締役法務本部長
		2002年3月	株式会社ファーストリテイリング入社 執行役員法務部長、店舗開発部長、社会環境室長
		2004年1月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社 取締役執行役員 法務・知的財産・コンプライアンス担当
		2012年2月	名取法律事務所設立（現職）
		2012年4月	オリンパス株式会社 社外監査役（現職）
		2015年3月	三井海洋開発株式会社 社外取締役（現職）
		2015年12月	株式会社モリテックス 社外取締役（現職）
		2016年4月	本投資法人監督役員（現職）

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴	
2	もり た やす ひろ 森 田 康 裕 (1969年11月19日生)	1992年4月	中央信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社
		1997年1月	太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所
		2000年12月	同法人 金融サービス部
		2001年4月	公認会計士登録
		2007年12月	経済産業省 経済産業政策局出向
		2008年4月	不動産鑑定士登録
		2009年2月	新日本有限責任監査法人 アドバイザリーサービス部復職
		2009年10月	東京共同会計事務所入所
		2009年10月	森田康裕公認会計士事務所設立（現職）
		2012年6月	税理士登録
		2015年8月	タカラレーベン・インフラ投資法人監督役員（現職）
		2016年4月	本投資法人監督役員（現職）

- ・上記監督役員候補者のうち、候補者森田康裕は、本投資法人の投資口を2口保有しております。候補者名取勝也は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、執行役員の職務執行全般を監督しております。
- ・候補者名取勝也は、名取法律事務所の代表弁護士を兼務しております。
- ・候補者森田康裕は、森田康裕公認会計士事務所の代表者を兼務しております。

その他の参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人規約第12条第1項に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

なお、上記の第1号議案乃至第4号議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場： 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
 都市センターホテル 3階「コスモスホール（I）」
 電話（03）3265-8211（代表）



- 交通 ○地下鉄 「麹町」駅（有楽町線）半蔵門方面1番出口より徒歩約4分
- 地下鉄 「永田町」駅（南北線）9b番出口より徒歩約3分
- 地下鉄 「永田町」駅（半蔵門線・有楽町線）5番出口より徒歩約4分
- 地下鉄 「赤坂見附」駅（丸ノ内線・銀座線）D出口より徒歩約8分
- J R 「四ツ谷」駅（中央線）麹町口より徒歩約14分
- 都バス 平河町二丁目・都市センター前（新橋駅⇔市ヶ谷駅⇔小滝橋車庫前）

お願い：会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。